

別紙1 各室諸元表

※1 コマ：普通教室約68㎡とする。

室名	1室当たりの規模 (コマ※)		室数 (室)		特記事項	学校施設活用対象	建築				電気				機械			造り付け備品	木質化
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備		換気設備
普通教室																			
普通教室	1	1	24	18	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として音に配慮すること。 ・各室とも自然通風及び採光ができるように配置すること。 ・普通教室の基準面積を最低面積として計画すること。 ・教室内の後方、側面及び廊下側に十分な掲示面や映写面を確保し、仕上の材質を決定すること。 ・オープンスペースとの間には、可動式間仕切り（引戸型）を設置すること。 ・114条区画となる間仕切りは不燃とすること。 ・児童用ロッカーは鍵付きを検討すること。 	○	W		○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板（マグネットかつ画紙が兼用できるもの） ・収納 ・児童用ロッカー（可動可） ・掃除用具ロッカー ・教員用収納 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・腰壁 ・可動間仕切り
少人数教室	1	1	3	3	普通教室に準ずる。	○	W		○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板（マグネットかつ画紙が兼用できるもの） ・収納 ・児童用ロッカー（可動可） ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・腰壁 ・建具 	
多目的室	1	1	3	3	普通教室に準ずる。	○	W		○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板 ・収納 ・児童用ロッカー ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・腰壁 ・建具 	
多目的ホール	3	2	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議、児童集会、保護者集会あるいは軽運動の場を想定し、床はフラットでフローリングとすること。 ・ランチルームとしての使用ができるようにすること。 ・音響設備一式を設置すること。 ・机、椅子等の収納庫を設置すること。 ・収納は施錠ができるようにすること。 ・学校施設活用ができるような管理区分（動線や施錠）を行うこと。 ・手洗いについては、近くにない場合は設ける。 	○	○	W	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・収納（手洗い2台） 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・壁 ・建具 ・天井
オープンスペース	普通教室、少人数教室、多目的室前に整備				<ul style="list-style-type: none"> ・廊下を含めず、幅は5m以上を確保すること。 ・原則として音に配慮すること。 ・各室とも自然通風及び採光ができるよう配慮すること。 ・設計プランにより教室のロッカー、掃除用具ロッカー、水飲み場等をオープンスペースに配置することも可能。 	○	S		○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・収納 ・掲示板 ・ピクチャーレール ・水飲み場（手洗い）※廊下一体の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・腰壁 ・建具 	
小空間 (クールダウン ペース)	適宜	適宜	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室またはオープンスペースの周辺に設けること。 ・個別の児童が落ち着ける環境を整えること。 				○								<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・壁 ・建具 ・天井 		

室名	1室当たりの規模(コマ※)		室数(室)		特記事項	学校施設活用対象	建築		電気						機械			造り付け備品	木質化を基本とする部位		
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備			換気設備	
特別教室※																					
理科室	2	2	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・自然採光が得られるようにし、屋外作業空間との連続性に配慮することが望ましい ・観察・飼育・栽培等のためのコーナー等の空間を、日照を得ることのできる位置に確保すること。 ・教師用実験台は、水道・ガスバーナー・コンセント・引出のほか、教材を置いておくスペースを確保すること。 ・児童用実験台は1台当たり児童4名×9台とし、それぞれに水道・ガスコック・コンセント・棚を付けること。 ・児童用実験台は、ホワイトボードに向かっての講義が受けやすい配置とすること。 ・ホワイトボードは、上下2枚スライド式とすること。 ・耐水性、耐薬品性のある床材とすること ・実験器具等の収納棚（可視性のあるもの）を設置すること。 ・流し（耐薬品性、ステンレス不可）及び給排水設備を設置すること。 ・流し台に給湯できるようにすること。 ・専用分電盤を設けること。 ・収納は施錠ができるようにすること。 ・施錠ができる学校施設活用のための収納を設けること。 	○	○	W	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・教師用実験台 ・児童用実験台 ・収納 ・作業棚 ・流し台 ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰壁 ・建具
理科準備室	理科室面積に含む		1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・理科室に隣接して配置し、理科室へ直接出入りできるようにすること。 ・流し及び給排水設備、ガス設備を設置すること。 ・薬品を安全に管理することができる空間を設けること。 ・耐水性、耐薬品性のある床材とすること ・流し台に給湯できるようにすること。 ・冷蔵庫を設置できるようにすること。 ・学校施設活用することを想定して、収納スペースを別途、配置することが望ましい。 			W	○	○		○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・収納 ・薬品棚（鍵付） ・流し台 			
音楽室	2.25	2.25	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・防音や音響効果に配慮した仕様とすること。 ・楽器等の搬入・搬出に対応した扉幅を確保すること。 ・五線譜付のホワイトボードを設置すること。 ・音響設備一式を設置すること。 ・専用分電盤を設けること。 ・収納は施錠ができるようにすること。 ・施錠ができる学校施設活用のための収納を設けること。 	○	○	W	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・収納 ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・壁 ・建具 ・天井 		
音楽準備室	音楽室面積に含む		1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽室に隣接して配置し、音楽室へ直接出入りできるようにすること。 ・楽器等の搬入・搬出に対応した扉幅を確保すること。 ・余裕を持った楽器収納スペースを確保すること。 			W	○	○		○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・収納 			

室名	1室当たりの規模 (コマ※)		室数 (室)		特記事項	学校施設活用対象	建築			電気					機械			造り付け備品	木質化を基本とする部位	
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備			換気設備
図工室	2.25	2.25	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・絵画、工作など多様な活動に対応できる教室とすること。 ・作品展示・保管スペースを設けること。 ・流し及び給排水設備（給湯設備含む）を設置すること。水撥ねが少なく、絵具を流すことを考慮したものにすること。 ・プラスタートラップ等の阻集器を設けること。また、清掃しやすい構造とすること。 ・仕上は、防汚性、清掃性、耐久性などに配慮したものとすること。 ・美術用品等の搬入・搬出に対応した扉幅を確保すること。 ・騒音や振動などの他教室への影響がないよう配慮すること。 ・教師用作業台は、コンセント・引出のほか、教材を置いておくスペースを確保すること。 ・児童用作業台は可動式とし、1台当たり児童4名×9台とし、コンセントは吊り下げ式とすること。 ・専用分電盤を設けること。 ・工作機械（市の備品）を児童が安全に使用するための対策を行うこと。 ・塗料を使用するため、十分な換気量を確保すること。 ・収納は施錠ができるようにすること。 ・施錠ができる学校施設活用のための収納を設けること。 	○	○	W	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・流し台 ・収納棚 ・教師用作業台 ・作業台 ・児童用ロッカー ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・腰壁 ・建具
図工準備室	図工室面積に含む		1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・図工室に隣接して配置し、図工室へ直接出入りできるようにすること。 ・流し及び給排水設備を設置すること。 ・美術用品等の搬入・搬出に対応した扉幅を確保すること。 ・工具・資料等の収納棚を配置すること。 ・揮発性の高い塗料等の有害な材料、各種工具等を安全に保管することができるようにすること。 ・塗料を使用するため、十分な換気量を確保すること。 ・流し台に給湯できるようにすること。 												<ul style="list-style-type: none"> ・流し台 ・収納 			
家庭科室	2	2	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・調理・被服兼用とする。 ・仕上は、防汚性、清掃性、耐久性などに配慮したものとすること。 ・教師用調理実習台は、水道・調理器・オープン・コンセント・引出のほか、教材を置いておくスペースを確保すること。 ・児童用調理実習台は1台当たり児童4名×9台とし、それぞれに水道・調理器・コンセント・引出を付けること。 ・作業台（別途）を1台設置すること。 ・壁面片側は作業スペースにすること。 ・調理器はガスコンロとすること。 ・調理器具資料等の収納棚を設置すること。 ・机及び壁にコンセントを多めに設置すること。 ・専用分電盤を設けること。 ・屋外の排水設備にグリーストラップ等の阻集器を設けること。また、清掃しやすい構造とすること。 ・収納は施錠ができるようにすること。 ・施錠ができる学校施設活用のための収納を設けること。 	○	○	W	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・教師用実習台 ・児童用実習台 ・収納 ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰壁 ・建具 	

室名	1室当たりの規模(コマ※)		室数(室)		特記事項	学校施設活用対象	建築			電気					機械			造り付け備品	木質化	
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備		換気設備	木質化を基本とする部位
家庭科準備室	家庭科室面積に含む		1	1	<ul style="list-style-type: none"> 家庭科室に隣接して配置し、家庭科室へ直接出入りできるようにすること。 ・流し及び給排水設備を設置すること。 ・包丁等を安全に管理できるようにすること。 ・冷蔵庫及び洗濯機を設置できるようにすること。 ・学校施設活用することを想定して、収納スペースを別途、配置することが望ましい。 												・収納			
ラーニングセンター	3.5	3.5	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の自発的学習を促進するため可能な限り開放的で、学習の中心となる位置に設けることが望ましい。 ・普通教室からアクセスしやすい動線を確保すること。 ・図書室部分のみで少なくとも1学級の授業が成立する設えとすること。図書室部分は読み聞かせがしやすい設え、一人で落ち着いて読書ができる工夫をすること。 ・閲覧スペースとラーニングルームを設け、間仕切りを設置し遮音に配慮すること。間仕切りは可動間仕切りとすること。 ・蔵書を開架式で配置すること。 ・書架の配置はカウンターから死角にならないことが望ましい。 ・児童の安全配慮のため、書架は固定すること。 ・季節やイベントに合わせた特別コーナーの設置が可能な計画とすること。 ・最大1学年4学級が同時利用する可能性を踏まえ、視聴覚スペースには2学級70名分の机・椅子を用意する。机は複数人で共有する形で構わない。 ・机・椅子はグループワークのために移動が容易な軽量なものとする。なお、地震発災時に児童が身を守る行動がとりやすいものとする。使用しない際にできる限りスペースを確保するために、机・椅子ともに収納が容易なものとする。また、異なる学年が使用することから、高さを変えられるものとするのが望ましい。 ・使用しない机・椅子を格納できるスペースを設える。スペースを確保することで教育活動に必要な学習スペースを確保することが困難な場合には、部屋の隅に寄せる計画も可能とする。 ・低学年児童をはじめ、床で作業をすることがあるため、特に視聴覚スペースについては弾力性や安全性など床で作業することに配慮した床材を使用する。 ・映像、音響設備を設置すること。 ・投影可能な壁又はスクリーンを設けること。 ・学校施設活用時を想定した特別の準備は求めないが、事業者において放課後活動等で実施するコンテンツを想定した設備等の提案も可能とする。 ・収納は施錠ができるようにすること。 ・施錠ができる学校施設活用のための収納を設けること。 	○	○	W	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・図書カウンター ・書架 ・収納 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・壁 ・建具 ・天井
ラーニングセンター準備室	適宜	適宜	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・司書室兼書架、倉庫等を想定する。 															

室名	1室当たりの規模 (コマ※)		室数 (室)		特記事項	学校施設活用対象	建築		電気						機械			造り付け備品	木質化 を基本とする 部位
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備		
特別支援学級																			
小教室 (特別支援普通教室)	1	1	6	4	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた環境がよいが、ある程度児童同士の交流ができる位置に配置すること。 ・通常の学級との位置関係に注意し、対面配置は避け、階段の正面も避けることが望ましい。また、他教室への音や臭いの影響にも配慮すること。 ・教室は可動間仕切りで区画できるようにすること。 ・自然通風及び採光ができるように配慮すること。 ・情緒教室と知的教室の配置は隣接しないようにすること ・正面及び背面にホワイトボードを設けること。 ・ICT環境については、通常の学級と同様にすること。 ・1室については洗濯機を設置できる設備を付けること。 													<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板 ・手摺付き身体障がい者用洗面台 ・収納 ・児童用ロッカー ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・腰壁 ・建具
プレイルーム(集団学習室)	1.5	1.5	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室に隣接して配置すること。 ・自然通風及び採光ができるように配慮すること。 													<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板 ・手摺付き身体障がい者用洗面台 ・収納 ・児童用ロッカー ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・腰壁 ・建具
職員室	適宜	適宜	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・収納には施錠できるようにすること。 													<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板 ・収納 ・掃除用具ロッカー 	
準備室(倉庫)	0.5	0.5	1	1														<ul style="list-style-type: none"> ・収納 	
トイレ	適宜	適宜			<ul style="list-style-type: none"> ・一体または近接してシャワー設備を設けること。 ・非常用錠を設置する。 ・自動水栓、擬音装置を設置すること。 													<ul style="list-style-type: none"> ・収納 	
特別支援教室																			
全体指導用教室 (サポートルーム)	2	2	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた環境がよいが、ある程度児童同士の交流ができる位置に配置すること。 ・自然通風及び採光ができるように配慮すること。 ・調光器を設置する。 ・個別に室温等を調節可能な計画にすること。 ・(個別指導室はサポートルームの中で区切れるようにする) ・ICT環境については、通常の学級と同様にすること。 													<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板 ・収納 ・児童用ロッカー ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・腰壁 ・建具
個別指導室 (サポートルーム)	1	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・自然通風及び採光ができるように配慮すること。 ・調光器を設置する。 ・個別に室温等を調節可能な計画にすること。 ・ICT環境については、通常の学級と同様にすること。 													<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板 ・収納 ・児童用ロッカー ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・腰壁 ・建具
準備室	0.5	0.5	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級準備室と併用可とする。 													<ul style="list-style-type: none"> ・収納 	

室名	1室当たりの規模(コマ※)		室数(室)		特記事項	学校施設活用対象	建築		電気					機械			造り付け備品	木質化	
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備		空調設備	換気設備
管理諸室																			
職員室(印刷室等含む)	4	3.5	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボード、掲示板は行事予定等の予定が書き込めるものにする。 ・印刷・教材作成スペース及びコミュニケーションスペースを含む。 ・面積は、特別支援学級、教室の教員数に応じて加算すること。 ・全教員のための職員室とすること。(全教員のデスク配置) ・来客に対応できるよう、玄関に近接して配置することが望ましい。 ・グラウンド、校門が見える位置に配置することが望ましい。 ・床はフリーアクセスフロアとすること。 ・物品、文書及び個人情報を適切に管理するための収納スペース(鍵付き)を確保すること。 ・コミュニケーションスペースには、流し及び給湯設備を設ける。(給湯室と兼用可) ・停電時、非常用発電機から電源を供給できること。 ・放送設備(非常業務兼用ラック型アンブ) ・カメラ付きインターホン、電子錠、防犯カメラモニターを設置すること。 ・集中空調のリモコンは設けること。 ・エレベーターインターホンを設けること。 ・防災無線戸別受信機の設置スペース等を設けること。 ・各電気設備、弱電設備親機、各警報盤を設置すること。 ・収納には施錠できるようにすること。 													<ul style="list-style-type: none"> ・収納 ・掲示板 ・掃除用具ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰壁 ・建具
校長室	0.5	0.5	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボード、掲示板は行事予定等の予定が書き込めるものにする。 ・職員室に近接して配置できるようにすること。 ・応接機能をもたせること。 ・書棚、キャビネット及び更衣ロッカーを備えること(鍵付き)。 ・壁面には、額装を掲示できるピクチャーレールを設置すること。 ・洗面台を設けること。 												<ul style="list-style-type: none"> ・収納 ・掲示板 ・更衣ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・腰壁 ・建具 	
事務室	0.5	0.5	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボード、掲示板は行事予定等の予定が書き込めるものにする。 ・記帳や名札の受け渡し等を円滑に実施することができる受付を設ける。 ・校長室と隣接または近接することが望ましい。 ・床はフリーアクセスフロアとすること。 ・カメラ付きインターホン、電子錠、防犯カメラモニターを設置する。 ・物品、文書及び個人情報を適切に管理するための収納スペース(鍵付き)を確保すること。 ・流し、給湯設備を設置すること。 												<ul style="list-style-type: none"> ・収納 ・掲示板 ・流し台(給湯機能付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰壁 ・建具 	

室名	1室当たりの規模 (コマ※)		室数 (室)		特記事項	学校施設活用対象	建築			電気					機械			造り付け備品	木質化 木質化を基本とする部位
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備		
保健室	1.5	1.5	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・日当たりの良い位置に配置すること。 ・職員室、相談室に近接して配置することが望ましい。 ・運動場の近くに配置し、救急用ストレッチャーが通れる屋外出入口を設置すること。出入口外部にたたきとスロープを設けること。ただし、近接した教室の出入口外部にたたきとスロープの設置がある場合は設置不要。 ・屋外出入口付近の屋外に手洗い・足洗い場を設置すること。蛇口は手洗いと足洗い用各1箇所とすること。雨除けの屋根を設けること。 ・廊下からの出入口（有効幅900mm以上）を2箇所設けること。 ・布団、薬品・カルテ等の収納棚の設置すること。 ・流し台は幅1800mm以上とし、カウンター部分は幅1200mm以上確保すること。 ・嘔吐物の消毒等を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。 保健室又はその付近に、洗濯物及び布団を干すことができるスペースを確保すること。 冷蔵庫1台及び洗濯機1台を設置できるスペース及び設備を確保すること。 ・洗濯機パンを1箇所設置すること ・ベッド3台、プリンターの設置スペースを確保すること。 ・ベッド周りにはカーテンを設置すること。 ・停電時、非常用発電機から電源を供給できること。 ・コンセントは乾燥機用、電子レンジ用、冷蔵庫（薬品庫）を個々に別回路で設けること。 ・照明は、ベット1台ごと、事務区画ごとに調光・点灯ができるようにすること。 ・シャワー、流し台、手洗い・足洗い場に温水を供給すること。 ・トイレを設置すること。ただしみんなのトイレが近接する場合は不要。 													<ul style="list-style-type: none"> ・収納棚（鍵付き） ・掲示板 ・流し台 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰壁 ・建具
用務員室	1	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・1階に配置し、屋外へ直接出入りができるようにすること。 ・休憩室執務・休憩スペース及び作業・保管スペースとしての仕様とする。 ・荷物（作業道具等）が置けるスペースを設けること。 ・道具類等を洗うことができる、大きめのシンクと給湯器を設置すること。 ・洗濯機置場を設置すること。 ・防汚性・清掃性・耐久性に優れた床・壁仕上げとする。 ・防音性及び遮音性のある仕様とすること。 												<ul style="list-style-type: none"> ・流し ・収納 ・更衣ロッカー 		
教育相談室	0.5	0.5	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・同時に5～6人が入れる広さを確保すること。 ・保健室に近接して配置することが望ましい。 ・外から直接出入り可能な配置または通用口近くの配置とすること。 ・落ち着いて相談でき、プライバシーに配慮して人通りの多い動線の近くは避けて配置すること。 ・防音に配慮すること。 												<ul style="list-style-type: none"> ・収納 ・掲示板 		
会議室	1	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・防音に配慮すること。 												<ul style="list-style-type: none"> ・収納 		

室名	1室当たりの規模(コマ※)		室数(室)		特記事項	学校施設活用対象	建築			電気					機械			造り付け備品	木質化を基本とする部位		
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備			換気設備	
教職員用更衣室	0.5	0.5	2	2	・面積は、シャワースペースおよび休憩スペースを別途加算すること。 ・職員室に近接して、男女別に配置すること。 ・手洗い・洗面・歯磨きスペースを設けること。 ・男女別の職員休憩スペースを設けること。 ・出入口にカーテンレールを設置すること。			W		○	○	○			○	○	○	○	・更衣ロッカー ・収納		
給湯室	適宜	適宜	1	1	・職員室に近接して配置すること。			S		○					○	○			・湯沸室用収納 ・キッチン流し ・コンロ		
職員玄関・外来者用玄関	適宜	適宜	1	1	・ドアは自動ドアとすること。テンキー式電気錠を設置すること。					○	○				○		○		・下駄箱（扉付き）	・腰壁 ・天井	
その他諸室																					
放送室	0.5	0.5	1	1	・児童が使用することが原則であるが、職員室等の管理部門に近接して配置すること。また、グラウンドが見える場所に配置すること。 ・音が外部に漏れないよう、防音対策を行うこと。 ・放送設備を設置すること。 ・反響しない仕様とすること。			W		○	○	○	○	○	○		○	○	○	・収納	
児童用更衣室	総面積は各校136㎡程度		6	6	・男女を区分して各3室整備する。 ・出入口にカーテンレールを設置すること。 ・更衣ロッカーを設置すること ・空調設備はバス等を検討すること。			W		○	○	○			○	○	○	○	・更衣ロッカー ・収納		
児童会室	0.5	0.5	1	1	・児童会活動を行うことを配慮すること。 ・職員室と連携しやすい配置とすることが望ましい。			○	S	○	○	○	○	○	○		○	○	・収納	・床 ・腰壁	
保護者活動室	0.5	0.5	1	1				○	S	○	○	○	○	○	○		○	○	・収納		
コミュニティルーム	1	1	1	1	・学校と地域が協働する拠点及び学校支援ボランティア等の準備・更衣スペースとして計画する。 ・収納は施錠ができるようにすること。 ・施錠ができる地域開放用の収納を設けること。			○	○	W	○	○	○	○	○		○	○	・収納	・床 ・壁	
学校管理員室	0.5	0.5	1	1	・学校施設活用棟または学校施設活用区画を管理運営するスタッフが執務を行うための仕様とすること。 ・学校施設活用のための昇降口に近接して配置すること。 ・放送設備（非常業務兼用ラック型アンプ） ・カメラ付きインターホン、電子錠、防犯カメラモニターを設置すること。 ・エレベーターインターホンを設けること。 ・各電気設備、弱電設備親機、各警報盤の副受信機等を設置すること。 ・体育事務室と兼用できれば不要。 ・収納は施錠ができるようにすること。			○		W	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・収納 ・流し台	

室名	1室当たりの規模(コマ※)		室数(室)		特記事項	学校施設活用対象	建築		電気					機械			造り付け備品	木質化		
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備		空調設備	換気設備	木質化を基本とする部位
給食																				
給食関係諸室 共通事項	児童数に応じて算定				<ul style="list-style-type: none"> ■整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食衛生管理基準」に基づき整備し、ドライシステムとすること。 ・本町田地区:1500食/日、南成瀬地区:650食/日の調理に対応する調理設備・調理備品等を適切に設置すること。 ・設計段階において、保健所、教育委員会栄養士及び小学校栄養士等の関係者の助言及び意見を取り入れ整備すること。 ■配置 <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドや植栽等の近くを避けた配置とすること。止むを得ず設ける場合は、これらの場所への給気口等の開口部の設置を避けること。 ・食材搬入車両等の動線に配慮した配置とし、搬入室を設け、雨がかからないよう計画とすること。 ・調理室外の適切な場所に残滓の保管場所を設け、専用の容器を備えること。給食室での提供食数に対応し、本市の分別方法及び収集内容に十分対応できるものとする。 ・学校給食の調理の状況等を見ることができるよう、調理室に窓を設けるなどの工夫を行い、食育に資する施設とすることが望ましい。 ■設備 <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応食への対応が可能な施設・設備とすること。 ・汚染区域と非汚染区域分けを明確にするため、床の色分けを行うこと。 ・作業区域内の扉は、手で触れずに開閉できる扉とし、他の扉の開閉や空調・換気等による風圧に配慮した計画とすること。 ・開放できる窓への防虫網の取り付け、捕虫器の設置、換気用ダクトへの網の取り付け、エアカーテンの設置及び排水トラップの設置等を行い、鳥類及び鼠族昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造とすること。 ・床は不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性があり、滑りにくい材料を用い、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。清掃に必要なグレーチングを適切に設けること。内壁と床面の境界には、アールを設けるなど、清掃及び洗浄が容易に行える構造とすること。 ・天井、内壁、扉は、耐水性材料を用い、すきまがなく、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。 ・高架の取り付け設備（パイプライン、配管、照明器具等）、窓のでっぱり等、塵埃のたまる箇所は可能な限り排除すること。 ・洗濯機、乾燥機を1台（10kg以上）、設置し、物干し場（屋内）を確保すること。 ・荷受プラットフォームを設けること。高さは貨物車の荷台の高さとすること。 ・本町田地区のみ：配送用プラットフォームを設けること。高さは貨物車の荷台の高さとすること。給食運搬用自動車を洗車するための水栓を設けること。 ・配送用のトラックを駐車するスペースを確保すること。洗車用スペースを設けること。ガソリントラップは必要に応じて設置すること。（本町田地区のみ） ・排気口は近隣の建物に配慮すること。 ・調理、洗浄、配膳に係る手動の給水給湯栓はレバーハンドル仕様とすること。 															
調理室			1	1	給食室専用、空調設備				○	○	○			○	○	○	○			
下処理室			1	1					○	○	○			○	○	○	○			
原料荷受室			1	1					○	○	○			○	○	○	○			
洗浄室			1	1	十分な換気設備を整備すること。				○	○	○			○	○	○	○			
配膳プール			1	1	壁面には、給食運搬用ワゴンによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。				○	○				○	○	○	○			
前室			1	1					○					○	○	○				
事務所兼休憩室			1	1			W		○	○	○	○		○	○	○				
更衣室			2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別に設けること。 ・シャワー1か所設置 			W	○	○				○	○	○		・更衣ロッカー		

室名	1室当たりの規模 (コマ※)		室数 (室)		特記事項	学校施設活用対象	建築		電気					機械			造り付け備品	木質化 木質化を基本とする部位
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備		
トイレ			2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・食品を取り扱う場所から3m以上離れた場所に設けること。 ・男女別に設けること。 ・手洗はすべて自動とし（自動水栓・石鹸）、個室内及び個室外の両方に手洗いを設置すること。 ・個室内に手洗いを設置。（ロータンク手洗いは不可） ・ペーパーホルダー及び足踏み開閉式ごみ箱を設置すること。特に、調理室に入る前の手洗いすべてと、調理室内の手洗いのうち1箇所については、肘まで洗える程度の洗面器とし、自動による手指の洗浄・殺菌装置を設置すること。 ・温水洗浄便座を設けること。 													
玄関			提案	提案														・下駄箱
配膳室	適宜	適宜	普通・小教室がある各階1箇所		<ul style="list-style-type: none"> ・その階に配置される給食実施教室数分のワゴンが置けるような広さを確保すること。 ・配膳室で作業する調理員の活動スペース及び児童の動線も考慮すること。 ・配膳の動線を考慮すること。 ・配膳室の壁面には、給食運搬用ワゴンによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。 													
放課後活動																		
放課後子ども教室準備室 (まちとも作業室)	20m程度		1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室「まちとも」の活動に必要な用具等を保管し、活動の準備を行うための機能を備えること。 ・学童保育クラブの区画に近接して配置する。 													<ul style="list-style-type: none"> ・収納 ・掲示板 ・職員用ロッカー ・鍵付きキャビネット
学童保育クラブ 共通事項					<ul style="list-style-type: none"> ・「放課後児童クラブ運営指針解説書（改訂版）」に準拠すること。 ・「町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に準拠すること。 													
小空間 (クールダウンスペース)	適宜	適宜	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の単位ごとにクーリングスペース(児童がクールダウンできる場)を設けること。 													<ul style="list-style-type: none"> ・床 ・壁 ・建具 ・天井

室名	1室当たりの規模 (コマ※)		室数 (室)		特記事項	学校施設活用対象	建築			電気					機械			造り付け備品	木質化 木質化を基本とする部位
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備		
学童保育室 (専有)	※法令等で定める面積		4	3	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全に配慮するとともに児童数の変動への対応に留意すること。 ・自然通風及び採光ができるように配慮すること。 ・支援の単位（概ね40人前後を1支援とする）ごとにスペースを区切ることができるよう可動式の間仕切りを設けること。 ・支援の単位ごとにクーリングスペース(児童がクールダウンできる場)を設けること。 ・市では現在、夏休みなどの長期休暇中に学童へ参加する児童に対し昼食を提供することを検討している。そのため、昼食提供が開始された時を想定し、児童数分の昼食を保管するための温度管理ができる備品を追って備え付けできる設えとすること。 ・台所設備（10～13m²）を保育スペースとは別に整備すること。保育スペースの児童の様子を確認しやすい造りとするとともに、安全のため児童が入って来ないような配慮をすること。 	○	W		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板 ・洗面台 ・収納 ・児童用ロッカー ・掃除用具ロッカー
学童保育室 (共有)	※法令等で定める面積		2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全に配慮するとともに児童数の変動への対応に留意すること。 ・自然通風及び採光ができるように配慮すること。 ・支援の単位（概ね40人前後を1支援とする）ごとにスペースを区切ることができるよう可動式の間仕切りを設けること。 		W		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面台
静養室	6～8m ²		1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室内または事務室と隣接して設けること。 ・感染症対策としてスペースを区切れるような仕切りまたはカーテンを設けること。 		W		○	○			○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・畳 ・間仕切り 	
トイレ					<ul style="list-style-type: none"> ・学校の児童用トイレを共有できるようにすること。 ・学校休業日や土曜日でも使用できるようにすること。 ※児童の安全面へ配慮するため、学校施設活用の利用者との共用としないこと。 									○	○				
倉庫	10～13m ²		1	1					○									<ul style="list-style-type: none"> ・掃除用具ロッカー ・整理棚 	
事務室	30～40m ²		1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用更衣室を設けること。 ・保護者との面談スペースとして間仕切りまたはブースを設けること。 	○	W		○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・現金保管庫 ・個人情報保管庫 ・書棚 ・事務机・椅子 	
玄関	適宜		1	1	・児童の安全面に配慮するため、専用の出入口を設けること。				○				○					<ul style="list-style-type: none"> ・下駄箱 ・傘立て 	

室名	1室当たりの規模 (コマ※)		室数 (室)		特記事項	建築		電気						機械			造り付け備品	木質化	
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区		学校施設活用対象	ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備		空調設備	換気設備
共用部分																			
昇降口	適宜	適宜	適宜	適宜	・太陽光発電、校内消費電力量の見える化及びデジタルサイネージ用としてモニターを設置すること。 ・昇降口付近に足洗い場を設けること。足洗い場は雨がからないようにすること。													・収納 ・下駄箱	・床 ・壁 ・天井
廊下・階段	適宜	適宜	適宜	適宜	・十分な廊下幅・階段幅を確保し、ベンチや手洗い、展示スペースなどを設置すること。 ・両側手すりを設けること。 ・照明スイッチは人感センサー方式とすること。														・床 ・壁 ・天井
児童用トイレ	適宜	適宜	各階1以上	各階1以上	・男女別に設置すること。 ・各階1カ所以上に設置すること。 ・各階に車いす対応トイレを整備すること。 ・大便器は、原則として、洋式便器とする。 ・小便器、手洗いは人感センサー方式とするとともに、洋式便器は温水洗浄便座とし、大便器のあるブースには擬音装置を設置すること。 ・床は乾式としたうえ、定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上とし、吐水口を設ける。バリアフリー対応とすること。 ・照明および換気扇スイッチは人感センサー方式とすること。														
手洗い場	適宜	適宜	適宜	適宜	・仕上は、防滑性に配慮した仕上とすること。 ・水栓は感染症対策のためレバー水栓とし、石鹸や消毒液が配置できるようにすること。 ・バケツ等の重量のある用具の使用、清掃用具の使用などを踏まえたスペースを設けること。 ・深流しを設けること。 ・児童数に合わせ設けること。														
教職員用トイレ	適宜	適宜	1	1	・男女別に設置すること。 ・職員室に近接した1カ所に配置すること。 ・温水洗浄便座を設けること。また、大便器のあるブースには擬音装置を設置すること。														
バリアフリートイレ	適宜	適宜	各階1以上	各階1以上	・車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方等が利用することができるようにすること。オストメイト対応、ベビーシート及びベビーチェア、フィッティングボード ・非常用呼出ボタン等														
授乳室	適宜	適宜	1	1	・「町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル（建築物・共同住宅等）」に準拠すること。													・流し台	・腰壁

室名	1室当たりの規模 (コマ※)		室数 (室)		特記事項	学校施設活用対象	建築		電気						機械			造り付け備品	木質化 木質化を基本とする部位	
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備			換気設備
倉庫、教材室、防災備蓄倉庫(学校用)	総面積各校204㎡程度				・各学年に1部屋と、職員室もしくは保健室の近くに1部屋あることが望ましい。			W		○	○				○			○	・収納 ・教材保管棚(教材室)	
エレベーター			適宜	適宜	昇降機計画を参照	○				○	○				○			○		
学校ギャラリー	1	1	適宜	適宜	・壁面には、額装を掲示できるピクチャーレールを設置すること。						○				○			○	・収納	・床(部屋の場合) ・壁 ・天井
開放区画用玄関	適宜	適宜	1	1	・ドアは自動ドアとすること。テンキー式電気錠を設置すること。	○				○	○				○			○	・下駄箱(扉付き)	・腰壁 ・天井
屋外物置・ゴミ置場・リサイクル庫・機械室	適宜	適宜	適宜	適宜	・給排水設備は、ゴミ置場にのみ設けること。 ・機械室に非常呼出設備、放送スピーカーを設置すること。										○	○		○		
屋内体育施設																				
体育館関係諸室 共通事項			1	1	・冷暖房設備、電源確保 ・停電時、非常用発電機から電源を供給できること。 ・体育館単独でテレビ受信設備を設置すること。 ・学校施設活用に対応できるように、利便性とセキュリティ面に配慮して配置すること。 ・大時計を設けること。 ・映像、音響設備を設けること。 ・舞台照明設備を設置すること。															

室名	1室当たりの規模(コマ※)		室数(室)		特記事項	学校施設活用対象	建築			電気					機械			造り付け備品	木質化	
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備		換気設備	木質化を基本とする部位
アリーナ			1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・自然採光や自然通風が十分に得られる開口を確保するとともに、天井・外壁の断熱性を高める工夫をすること。また、近隣に対する騒音対策に留意すること。 ・儀式的行事や学芸的行事等を行うためのステージ及び放送設備を整備すること。 ・壁面の一部にダンス等の練習に使用できる鏡を設置すること。 ・日常及び災害時の出入りや物資の搬入等を想定し、十分な間口のある出入口を整備すること。大型機器等の搬出入も考慮して、十分な幅・高さを確保し、使いやすい構造の扉を設置すること。避難所としての利用も想定し、複数の出入口を設置すること。 ・外部からの出入口には、体育館内への土埃等の持ち込みを防止するため、上履きの児童の動線と交錯せず、外部利用者が靴の履き替えを円滑に行うことができる位置に靴箱を設置すること。 ・校庭との往来や一般開放を考慮したバリアフリー対応のスロープ等を計画すること。 ・全児童・教職員が集まることを想定して計画すること。 ・天井の高さは、使用状況を踏まえて、検討すること。 ・固定式のバスケットゴールを設置すること。(上げ下げ可) ・バスケットボール、バレーボール、バドミントンのコートライン及び支柱穴・床金具を整備すること。 ・振動、騒音、残響による影響に配慮した計画とすること。 ・式典の開催時などを想定した暗幕を設置すること。また、紅白幕がかけられるフック等を設置すること。 ・壁や柱には、衝突等による怪我の防止策を講じること。また、窓ガラスや照明器具等の各種設備には、ボール等の衝突による破損防止策を講じること。 ・安全性を確保したうえで、キャットウォーク(通路)を計画すること。 ・複数競技の同時利用やステージ等への飛球を考慮し、仕切り(ネット)及び防球ネットを適宜設置すること。 ・仕上は、ささくれ事故等を防止するため、不陸や表面の荒れなどを生じにくい床材を使用すること。 ・調光機能付き照明設備を設置すること。 ・体育館の既存空調設備(輻射式エアコン、搬送ファン)の移設及び既設非常用発電機の移設を想定した施設整備とすること。 	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・バレーボール支柱及びネット ・バドミントン支柱及びネット ・バスケットゴール ・ダンス用鏡 ・校歌レリーフ 	・壁
ステージ			1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージ下部に椅子用収納及び台車を設置すること。 ・アリーナからステージに上がる階段は、固定式と可動式の両方を設置すること。 ・ステージ裏に通路を確保すること。 ・ステージの両脇や裏等には、演台や催し物の出し物等が保管できるスペースを確保すること。 ・アリーナからステージに上がる階段は固定式とし、左右両側に設置すること。 ・緞帳(校章や校名等の刺しゅうを含む。)、一文字幕、袖幕、スクリーン、ホリゾン幕、照明バトン、美術バトンを設置すること。 ・舞台照明設備を適切に計画する。調光・調色できること。 ・ステージ照明、フロア・壁コンセントを適切に計画すること。 ・車椅子でアリーナとステージを行き来できるよう、昇降機またはスロープを設置すること ・映像、音響設備を設けること。 	○			○		○	○	○			○				
用具庫	20m程度	20m程度	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナに面する位置に配置すること。 ・施錠できるようにすること。 	○			○					○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール整理棚 ・収納 			

室名	1室当たりの規模 (コマ※)		室数 (室)		特記事項	学校施設活用対象	建築			電気					機械			造り付け備品	木質化 を基本とする 部位			
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備			換気設備		
用具庫(開放用)	10m~15m程度	10m~15m程度	1	1	・アリーナに面する位置に配置すること。 ・施錠できるようにすること。	○														・ボール整理棚 ・収納		
更衣室			2	2	・シャワー室を設けること。 ・授業や他活動での利用のほか、災害時の避難場所の際の利用も想定すること。 ・更衣室は扉の開閉時に内部が見えないようにすること。 ・配置により、プールの更衣室、シャワー室と兼用とすることも可とする。 ・扇風機を設置すること	○	W		○	○					○	○				・更衣ロッカー ・収納		
トイレ			2	2	・男女別トイレおよび多目的トイレ（オストメイト対応。おむつ交換用ベビーシートも設置）を設置すること。 ・大便器は、全て洋式便器とする。 ・大便器、小便器、手洗いは人感センサー方式とするとともに、洋式便器は温水洗浄便座とし、大便器のあるブースには擬音装置を設置すること。 ・床は防水仕様、バリアフリー対応とすること。 ・照明および換気扇スイッチは人感センサー方式とすること。	○									○	○						
事務室			提案	提案	・校庭開放の従事者が使用するため、校庭に面したところに配置することが望ましい。 ・学校管理員室と同様の電気設備を設置すること。 ・学校管理員室と兼務できるのであれば不要	○	W		○	○	○	○		○	○	○	○			・下駄箱 ・流し台		
玄関・ホール			提案	提案	・学校施設活用を前提とした玄関とすること。 ・児童用下足箱、来訪者用下足箱を設置すること。 ・段差がある場合には車椅子用スロープを設置すること。 ・災害用直接公衆電話を5台設置するスペース等を設けること。	○														・下駄箱 ・掲示板 ・流し台	・壁	
廊下・階段室			提案	提案	・十分な廊下幅・階段幅を確保すること。	○																・壁
防災倉庫			1	1	・体育館と一体的または近接した位置とする。 ・40m以上（10m×4m） ・二方向扉（外側扉・内側扉）が望ましい。 ・施錠できるようにすること。	○														・棚		
屋外体育施設																						
屋外体育倉庫			1	1		○														○	・収納	
用具倉庫			1	1																○	・収納	

室名	1室当たりの規模 (コマ※)		室数 (室)		特記事項	学校施設活用対象	建築			電気					機械			造り付け備品	木質化 木質化を基本とする部位
	本町田地区	南成瀬地区	本町田地区	南成瀬地区			ホワイトボード	カーテン	暗幕カーテン	照明・コンセント	電話・非常呼出設備	時計設備	テレビ受信設備	LAN	放送スピーカー	給排水設備	空調設備		
用具倉庫(開放用)	10m~15m程度	10m~15m程度	1	1	・校庭開放の利用者が使用するため、校庭に面したところに配置すること。 ・施錠できるようにすること。	○			○								○	・収納	
プール																			
共通事項 使用する器具は耐腐食性器具のものとする																			
プール			1	1	・屋内プールとすること。 ・使用期間は5~10月とし、昇温設備を設けること。 ・25m×6コースとすること。 ・水面積は300㎡程度とする。 ・空調は大風量スポットエアコン等を設置することで対応すること。 ・電磁弁等を設置して、簡易に水深調整できるようにすること。 ・他校と共同利用できるように動線を考慮すること。 ・身体障がい者（肢体不自由）対応とすること。														
更衣室			2	2	・男女別に配置すること。 ・更衣ロッカーを備えること。 ・配置により、屋内運動場の更衣室と兼用することも可とする。		W		○	○	○			○	○		○	・更衣ロッカー(男女各70名分) ・収納	
トイレ			2	2	・男女別トイレを設置すること。				○					○	○				
シャワー			1	1	・配置により、屋内運動場のシャワー室と併用することも可とする。				○					○	○				
足洗槽			1	1					○					○	○				
機械室			1	1	・ろ過機は全自動にすること。				○	○				○	○				
薬品庫			1	1															
用具庫			1	1					○								○	・収納	
入口・通路			提案	提案					○	○				○					

カーテン凡例
W : Wレール、遮光及びレース
S : Sレール、レースのみ